

現 状

男女共同参画社会をめざしていくためには、市が施策目標を明確にした計画を策定し、総合的、計画的に推進を図っていかねばなりません。

平成15年の組織改正による「男女共同参画課」の設置により、市の施策に対する位置づけが明確になるとともに、「男女共同参画センター」の開設によって施策の推進拠点ができました。

そのほかにも、「男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議」を設置するほか、毎年、計画の進行状況の調査を行っています。

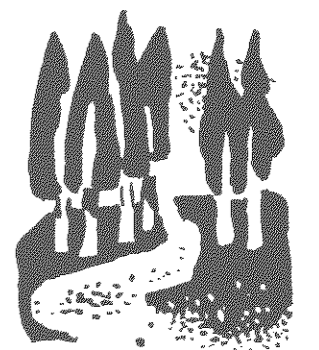
一方、ドメスティック・バイオレンスのように一つの市町村だけでは解決しにくい問題もあり、国や東京都との連携が必要です。また、施策の推進にあたっては、各種の法律や制度などの充実が欠かせないことから、国や東京都の動向に注目するとともに、機会あるごとに意見や要望をしています。他区市町村とは共通の問題を抱えており、さらなる連携が必要となっています。

目指す方向

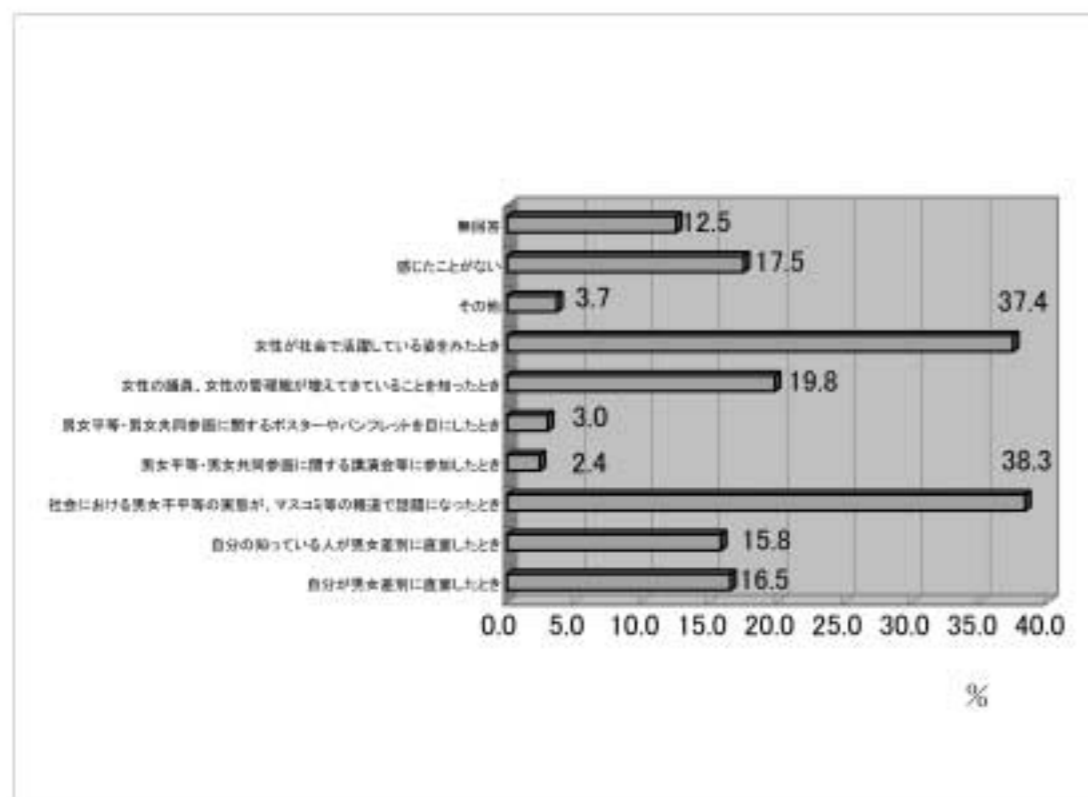
庁内の推進体制を充実し、プランの実効性を確保するためには、全庁的な推進組織を強化させるとともに、計画の進行状況を調査・分析し、施策の推進に反映させていきます。

施策の推進にあたっては、市民との連携がより一層必要となることから、計画の進行状況をはじめ情報の公開を積極的に行うとともに、推進拠点である男女共同参画センターの運営にあたっては、市民の意見を反映させることにより市民にとって身近なものにしていきます。

主要課題5
計画の推進



男女平等・共同参画を大事だと感じたとき（全体673人 3つまで選択可）



資料出所：八王子市「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査報告書」から作成
(平成15年3月)

(1) 推進体制の整備

施策の推進にあたって取り組むべき事業は、庁内のさまざまな所管に関わってくることから、庁内の連携やプランの進行管理は欠かせません。

また、計画を効果的に進めるためには、市民との連携を深め、さらに国や東京都、他区市町村とも連携を図っていきます。

施策	施策の説明	No	事業	所管課	区分
①庁内推進体制の強化	計画を全庁的に推進していくために、組織づくりや進行管理の充実を図ります。	117	男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議の運営	男女共同参画課	継続
		118	男女が共に生きるまち八王子プランの進行管理の強化	男女共同参画課	重点
②市民との連携の推進	計画の推進にあたっては、市民との連携を図っていきます。	119	男女共同参画について活動する団体との連携の促進	男女共同参画課	重点
		120	男女共同参画センター運営協議会(仮称)の設置	男女共同参画課	新規
③施策の推進	施策を効果的に推進するために、さまざまな検討を行います。	121	男女平等・男女共同参画についての調査、研究	男女共同参画課	継続
		122	条例の制定についての検討	男女共同参画課	検討
④国・東京都・他区市町村等との連携強化	国・東京都や他の自治体と連携を深め、情報の収集や効果的な施策の推進を目指します。	123	国・東京都との連携	男女共同参画課	継続
		124	区市等関係団体との連携	男女共同参画課	継続

(2) 国・東京都への要望

男女共同参画社会の実現のための取り組みを充実させるためには、法の整備や財政措置など、市の力だけでは及ばないことがあります。広域的に展開したほうが効果的な施策なども合わせ、国や東京都が率先して取り組むべき課題について、要望を行っていきます。

施策	施策の説明	No	事業	所管課	区分
①国・東京都への要望	法律や制度など市独自では解決できない問題について、要望していきます。	125	国・東京都への働きかけ	男女共同参画課 関係所管課	継続



男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 男女が共に生きるまち八王子プランに基づき、人がひととして尊重され生き生きと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして、総合的な施策の推進を図るため、男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は次に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、助役、教育長並びに市長部局及び行政委員会の部長職を充てる。

- 2 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は市民活動推進部担当助役、副会長は他の助役及び教育長とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の職員を推進会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は、別表に掲げる職員とし、必要に応じて変更することができる。
- 3 幹事会は、会長の命により、推進会議における検討に必要な事項の調査研究を行う。

(男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議幹事会構成員)

別表

総合政策部	広聴広報室広報担当主幹
行政経営部	経営管理課長
市民活動推進部	協働推進課長 学園都市文化課長 男女共同参画課長
総務部	職員課長
生活安全部	暮らしの安全安心課長
市民部	国民健康保険年金課長
健康福祉部	健康福祉総務課長 高齢者相談課長 高齢者支援課長 介護サービス課長 障害者福祉課長 生活福祉課長 地域医療推進課長 保健センター所長 大横福祉センター館長 東浅川保健福祉センター館長 南大沢保健福祉センター館長
こども家庭部	こども政策課長 子育て支援課長 児童青少年課長
産業振興部	産業政策課長 農林課長
環境部	環境政策課長
まちづくり計画部	都市計画室主幹
まちなみ整備部	住宅対策課長 公園課長
選挙管理委員会事務局	主幹
議会事務局	庶務調査課長 議事課長
学校教育部	施設整備課長 学事課長 指導室長兼教育センター館長
生涯学習スポーツ部	生涯学習総務課長 スポーツ振興課長 学習支援課長 体育館長 生涯スポーツ部参事(図書館担当)

(注) 平成16年3月31日現在

- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 5 幹事長は、会長が指名し、副幹事長は幹事長が指名する。
- 6 幹事長は、幹事会の責任者とし、副幹事長は幹事長を補佐するとともに、幹事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 幹事会は幹事長が招集する。
- 8 幹事長は、必要に応じて関係職員を幹事会に出席させることができる。

(実務担当者会)

第7条 幹事会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、幹事長から付託された事項について調査、検討する。
- 3 実務担当者会は、各幹事の所属職員から幹事が指定する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、幹事長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成15年8月18日から施行する。

男女共同参画関連年表

年次	世界	国内	東京都	八王子市
1975年 (昭和50年)	・ 国際婦人年 ・ 国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 ・ 1976～85年を「国連婦人の十年」と宣言	・ 総理府に「婦人問題企画推進本部」(内閣総理大臣が本部長)及び「婦人問題企画推進会議」を設置 ・ 総理府婦人問題担当室が設置		
1976年 (昭和51年)		・ 第1回日本婦人問題会議開催 ・ 民法の一部改正(離婚後における婚氏続称制度の新設)	・ 都民生活局婦人計画課設置	
1977年 (昭和52年)		・ 「国内行動計画」策定 ・ 国立婦人教育会館開設		
1978年 (昭和53年)			・ 東京都婦人問題会議「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」答申 ・ 「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	・ 国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		・ 東京都婦人情報センター開設	
1980年 (昭和55年)	・ 「国連婦人の十年」中間年世界婦人会議開催(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名 ・ 民法の一部改正(配偶者法定相続分に関して)		
1981年 (昭和56年)	・ ILO総会で「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(ILO第156号条約)」及び「同勧告(165号)」採択 ・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	・ 婦人問題計画推進本部会議「国内行動計画後期重点目標」決定		・ 市議会において「婦人問題解決のための八王子市行動計画に関する陳情」採択
1982年 (昭和57年)			・ 東京都婦人問題協議会「『国連婦人の十年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」答申	
1983年 (昭和58年)			・ 「婦人問題解決のための新東京都行動計画—男女の平等と共同参画へのとうきょうプラン—」策定	

年次	世界	国内	東京都	八王子市
1984年 (昭和59年)		・ 国籍法及び戸籍法の一部改正(父系血統主義から父母両血統主義へ)		
1985年 (昭和60年)	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ)「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・ 国民年金法の一部改正(無職配偶者の年金権確立等) ・ 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」成立 ・ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准		
1986年 (昭和61年)				・ 「八王子市婦人問題懇談会」設置 ・ 「八王子市婦人問題意識調査」実施
1987年 (昭和62年)		・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・ 東京都婦人問題協議会「男女平等都政のすそめ方—21世紀へ向けての新たな展開—」報告	・ 「八王子市婦人問題意識調査」実施
1988年 (昭和63年)				・ 「八王子市婦人行動計画策定」への提言 ・ 「八王子市婦人行動計画策定推進会議」設置
1989年 (平成元年)			・ 東京都婦人問題協議会「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして—その課題と基本的考え方—」報告	・ 「女性のための八王子プラン」策定
1990年 (平成2年)	・ 国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・ 東京都女性問題協議会「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」報告	・ 女性行政係設置(生活文化部市民生活課) ・ 「女性のための八王子プラン推進会議」設置 ・ 「八王子市女性問題に関する意識調査」実施
1991年 (平成3年)		・ 「育児休業等に関する法律」公布 ・ 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	・ 「女性問題解決のための東京都行動計画—21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン—」策定	・ 「八王子市女性問題協議会」設置 ・ 「女性のための相談」開始 ・ 第1回「女性フォーラム」女性問題情報紙「八王子の女性だより」創刊 ・ 「八王子市女性問題に関する意識・実態調査」実施
1992年 (平成4年)		・ 「育児休業等に関する法律」施行 ・ 「介護休業制度等に関するガイドライン」策定	・ 組織名称を「婦人」から「女性」に変更 ・ 財団法人「東京女性財団」設立	・ 女性問題情報紙の名称を募集し「ばれっと」に決定 ・ 「八王子市女性問題に関する意識・実態調査」実施 ・ 第2回「女性フォーラム」

年次	世界	国内	東京都	八王子市
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択 世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」成立 中学校技術・家庭科の男女共通履修実施 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会「男女平等の社会的風土づくりー21世紀への旅立ちー」報告 	<ul style="list-style-type: none"> 八王子市女性問題協議会「男女平等意識の醸成と男女共同参画」「総合女性センターについて」提言 「TAMAらいふ21中央線沿線8市合同女性フォーラム」 総合婦人センター(仮称)建設検討委員会設置
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際人口・開発会議開催(カイロ)リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む新行動計画を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府に「男女共同参画推進本部」の設置 総理府に「男女共同参画室」の設置 「男女共同参画審議会」の設置 高等学校家庭科男女必修実施 		<ul style="list-style-type: none"> 「女性のための八王子プランー改訂版ー」策定 第4回「女性フォーラム」
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議開催(北京)「北京宣言」及び「行動綱領」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(介護休業制度の法制化)成立 ILO156号条約(男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約)の批准 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会「都政における男女平等施策の新たな展開に向けてーエンパワーメント・アプローチー」報告 「東京ウィメンズプラザ」開館 	<ul style="list-style-type: none"> 総合女性センター建設検討委員会から「報告書」提出 総合女性センター(仮称)基本計画策定 第5回「女性フォーラム」
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 「民法の一部を改正する法律案要綱」答申(選択的夫婦別氏制、離婚破綻主義の採用等) 優生保護法の一部改正(名称を「母体保護法」へ) 男女共同参画協議会「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」を答申 男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年度までの国内行動計画ー」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「八王子市女性問題協議会」再開 「八王子市女性問題に関する意識・実態調査」実施 第6回「女性フォーラム」 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画審議会設置法」成立 「男女雇用機会均等法」(募集採用等における性差別禁止、セクハラ防止の配慮義務等を規定)改正 「労働基準法」「育児・介護休業法」改正 「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都女性問題協議会「男女が平等に参画するまち東京」報告 	<ul style="list-style-type: none"> 第7回「女性フォーラム」

年次	世界	国内	東京都	八王子市
1998年 (平成10年)		<ul style="list-style-type: none"> 改正男女雇用機会均等法一部施行 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定 東京都女性問題協議会「男女平等参画の推進に関する条例の基本的な考え方について」 	<ul style="list-style-type: none"> 八王子市女性問題協議会「21世紀の女性行政推進のために」提言 第8回「女と男のいきいきフォーラム八王子」(女性フォーラムから名称変更)
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」成立・施行 改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> 「男女が共に生きるまち八王子プラン」策定 「男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議」設置 組織改正により、生涯学習部交流課へ変更、「男女平等施策推進担当主幹」設置 男女共同参画都市を宣言 第9回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会開催(ニューヨーク)「政治宣言」及び「成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立・施行 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的な考え方について」「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 男女共同参画室「男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都男女平等参画基本条例」成立・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 第10回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁改革で内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 第1回「男女共同参画週間」実施 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 育児・介護休業法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の基本的な考え方」 	<ul style="list-style-type: none"> 「八王子市審議会等委員への女性の参画促進要綱」制定 第11回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等参画のための東京都行動計画チャンス&サポート東京プラン2002」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「八王子市男女共同参画協議会」設置 第12回「女と男のいきいきフォーラム八王子」
2003年 (平成15年)				<ul style="list-style-type: none"> 八王子市男女共同参画協議会「男女共生のための政策をめざして」提言 「八王子市生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」実施 組織改正により、市民活動推進部男女共同参画課設置 クリエイティブホール8階に「男女共同参画センター」開設

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わ

ない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを確認し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育

における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子との条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び批政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教

育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取り扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢、その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能

の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいなかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及

び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力、及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続きのすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私

的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由かつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（性及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務つけるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとらなければならない。

第五部

第十七条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国

の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に召集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ、投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総長が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び

便益を提供する。

第十八条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第二十条

1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するもの

に影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛

争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語、及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第4回世界女性会議行動綱領目次

(総理府仮訳)

第 章 使命の声明

第 章 世界的枠組み

第 章 重大問題領域

女性への持続し、増大する貧困の重荷
教育及び訓練における不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
保健及び関連サービスにおける不平等及び不十分並びにそれらへの不平等なアクセス
女性に対する暴力
武力又はその他の紛争が女性、特に外国の占領下に暮らす女性に及ぼす影響
経済構造及び政策、あらゆる形態の生産活動及びそれらへのアクセスにおける不平等
あらゆるレベルの権力と意思決定の分担における男女間の不平等
あらゆるレベルにおける女性の地位向上を促進するための不十分な仕組み
女性の人権の尊重の欠如及びそれらの不十分な促進と保護
あらゆる通信システム、特にメディアにおける女性の固定観念化及び女性のアクセス及び参加の不十分
天然資源の管理及び環境の保護における男女の不平等
少女の権利に対する持続的な差別及び侵害

第 章 戦略目標及び行動

A. 女性と貧困

戦略目標 A. 1 . 貧困の中の女性のニーズ及び努力に対処するマクロ経済政策及び開発戦略を見直し、採用し、維持すること
戦略目標 A. 2 . 経済資源への女性の平等な権利及びアクセスを保障するため、法律及び行政制度を改正すること
戦略目標 A. 3 . 貯蓄及び信用貸付の仕組み及び制度へのアクセスを女性に

提供すること

戦略目標 A. 4 . 貧困の女性化に対処するため、ジェンダーに基づく方法論を開発し、調査研究を行うこと

B. 女性の教育と訓練

戦略目標 B. 1 . 教育への平等なアクセスを確保すること
戦略目標 B. 2 . 女性の中の非識字を根絶すること
戦略目標 B. 3 . 職業訓練、科学、技術及び継続教育への女性のアクセスを改善すること
戦略目標 B. 4 . 非差別的な教育及び訓練を開発すること
戦略目標 B. 5 . 教育改革の実施に十分な資源を配分し、監視すること
戦略目標 B. 6 . 少女及び女性のための生涯にわたる教育及び訓練を促進すること

C. 女性と健康

戦略目標 C. 1 . 全ライフサイクルを通じ、適切で、手頃な料金の良質の保健、情報及び関連サービスへの女性のアクセスを増大すること
戦略目標 C. 2 . 女性の健康を促進する予防的プログラムを強化すること
戦略目標 C. 3 . 性感染症、AIDS / HIV 及び性と生殖に関する健康問題に対処する、ジェンダーに配慮した事業（イニシアティブ）に着手すること
戦略目標 C. 4 . 女性の健康に関する研究を促進し、情報を普及すること
戦略目標 C. 5 . 女性の健康のための資源を増加し、フォロー・アップを監視すること

D. 女性に対する暴力

戦略目標 D. 1 . 女性に対する暴力を防止し根絶するために、総合的な対策を取ることに

戦略目標 D. 2 . 女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること

戦略目標 D. 3 . 女性の人身売買を根絶し、売春及び人身売買による暴力の被害女性を支援すること

E. 女性と武力闘争

戦略目標 E. 1 . 紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下に暮らす女性を保護すること
戦略目標 E. 2 . 過剰な軍事費を削減し、兵器の入手の可能性を抑制すること
戦略目標 E. 3 . 非暴力の紛争解決の形態を助長し、紛争状況における人権侵害の発生を減少させること
戦略目標 E. 4 . 平和の文化の促進に対する女性の寄与を助長すること
戦略目標 E. 5 . 難民女性、その他国際的な保護を必要とする避難民女性及び国内避難民女性に保護、支援及び訓練を提供すること
戦略目標 E. 6 . 植民地及び自治権を持たない領地の女性に支援を提供すること

F. 女性と経済

戦略目標 F. 1 . 雇用及び適切な労働条件へのアクセス及び経済資源の管理を含む、女性の経済的な権利及び自立を促進すること
戦略目標 F. 2 . 資源、雇用、市場及び取引への女性の平等なアクセスを促進すること
戦略目標 F. 3 . 殊に低収入の女性に対し業務サービス、訓練並びに市場、情報及び技術へのアクセスを提供すること

戦略目標 F. 4 . 女性の経済能力及び商業ネットワークを強化すること
戦略目標 F. 5 . 職業差別及びあらゆる形態の雇用差別を撤廃すること
戦略目標 F. 6 . 女性及び男性のための職業及び家族責任の両立を促進すること

G. 権力及び意思決定における女性

戦略目標 G. 1 . 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保護するための措置を講じること
戦略目標 G. 2 . 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高めること
戦略目標 H. 1 . 国内本部機構及びその他の政府機関を創設又は強化すること
戦略目標 H. 2 . 法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込むこと
戦略目標 H. 3 . 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること

I. 女性の人権

戦略目標 I. 1 . あらゆる人権文書、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること
戦略目標 I. 2 . 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること
戦略目標 I. 3 . 法識字を達成すること

J. 女性とメディア

戦略目標 J. 1 . メディア及び新たな通信技術における、またそれらを通じた表現及び意思決定への女性の参加とアクセスを高めること
戦略目標 J. 2 . メディアにおけるバランスが

とれ、固定観念にとらわれな
い女性の描写を促進すること

K. 女性と環境

戦略目標 K. 1. あらゆるレベルの環境に関する意思決定に、女性を積極的に巻き込むこと

戦略目標 K. 2. 持続可能な開発のための政策及び計画に、ジェンダーの関心事項と視点を組み込むこと

戦略目標 K. 3. 開発及び環境政策が女性に及ぼす影響を評価するための国内、地域及び国際レベルの仕組みを強化又は創設すること

L. 少女

戦略目標 L. 1. 少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること

戦略目標 L. 2. 少女に対する否定的な文化的態度及び慣行を撤廃すること

戦略目標 L. 3. 少女の権利を促進し、保護し、少女のニーズ及び可能性に対する認識を高めること

戦略目標 L. 4. 教育、技能の開発及び訓練における少女への差別を撤廃すること

戦略目標 L. 5. 健康及び栄養における少女への差別を撤廃すること

戦略目標 L. 6. 児童労働からの経済的搾取を撤廃し、働く少女を保護すること

戦略目標 L. 7. 少女に対する暴力を根絶すること

戦略目標 L. 8. 少女の社会的、経済的及び政治的な生活への認識及び参加を助長すること

戦略目標 L. 9. 少女の地位を向上させる上で
の家族の役割を強化すること

第 章 制度的整備

A. 国内レベル

B. 小地域、地域レベル

C. 国際レベル

1. 国際連合

2. その他の国際機関

第 章 財政的整備

A. 国内レベル

B. 地域レベル

C. 国際レベル

第 4 回世界女性会議 北京宣言

1. 我々、第 4 回世界女性会議に参加した政府は、
2. 国際連合創設 50 周年に当たる 1995 年 9 月に集い、
3. 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
4. あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と状況の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の青年の中にある希望に発奮し、
5. 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に重大な結果をもたらしていることを確認し、
6. また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもの生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
7. 無条件で、これらの余儀ない状況及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、今及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神での緊急の行動を必要とすることに合意する。

我々は、以下のことについての我々の責任（コミットメント）を再確認する。

8. 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間としての尊厳並びにその他の目的及び原則、世

界人権宣言及びその他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。

9. あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び少女の人権の完全な実施を保障すること。
10. 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット 1985 年のナイロビにおける女性に関するもの、1990 年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1992 年のリオ・デ・ジャネーロにおける環境と開発に関するもの、1993 年のウイーンにおける人権に関するもの、1994 年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び 1995 年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するものでなされたコンセンサスと進展に基礎を置くこと。
11. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
12. 思想、良心、宗教及び信念の自由への権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、そのようにして、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発現し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

13. 女性のエンパワーメント、及び意思決定の過程への参加及び権力へのアクセス（到達）を含む、平等に基づく社会のあらゆる

る領分への完全な参加は、平等、開発及び平和の達成への基本である。

14. 女性の権利は人権である。
15. 女性と男性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家庭責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ（協調）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の統合にとってきわめて重要である。
16. 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基礎を置く貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。
17. すべての女性のその健康のあらゆる領域、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、そのエンパワーメントの基本である。
18. 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。
19. 女性の完全な参加により、あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画をプログラムし、実施し、監視することが必須である。
20. 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループおよびネットワーク及びその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上での、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォロー・アップにとって重要である。
21. 行動綱領の実施には、政府及び国際社会の

コミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動への国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

22. 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。
23. 女性及び少女によるすべての人権及び基本的自由の完全な享受を保障し、これらの権利及び自由の侵略に対する効果的な行動を取る。
24. 女性及び少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を撤去する。
25. 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。
26. 雇用を含め女性の経済的独立を促進し、経済構造の変革を通じて貧困の構造的な原因に取り組み、重要な開発の行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。
27. 少女及び女性のための基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、及び基礎的保健医療（プライマリー・ヘルス・ケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。
28. 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働

き、遅滞なく、核軍縮及びあらゆる領域における核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で、また、効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を支援する。

29. 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。
30. 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取り扱いを保障し、教育を始め女性の生と性殖に関する健康を促進する。
31. 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、擁護する。
32. 人種、年齢、言語、民族性、文化、宗教、または、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、彼らのエンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女のあらゆる人権及び基本的自由の享受を保障するための努力を強化する。
33. 殊に女性及び少女を保護するために、人道法を含む国際法の尊重を保障する。
34. あらゆる年齢の少女及び女性の最大限の潜在能力を開発し、すべての人々のためのより良い世界の構築への彼らの完全かつ平等な参加を保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35. 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学・技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受するための彼らの能力を高めることを含め、それらの経済的資源への女性の平等なアクセスを確保する。
36. あらゆるレベルにおける政府、国際機関及

び団体の側の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を保証する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためのより良い生活の質の達成への我々の努力のための枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発の文脈のなかでの広い基盤の、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功は、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強化するための財政的資源を含むあらゆる入手可能な資金提供の仕組みから途上国への新たな追加的資源の十分な動員、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性への責任に対して、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37. また、移行期の経済を伴う諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。
38. 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及びプログラムにジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際財政機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性

のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重して、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行なわなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなけ

ればならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男

女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に、配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救

済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施設の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げるものをもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明そ

の他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

男女共同参画キーワード

アンペイドワーク

家事、育児、介護、看護等の無償労働のことをいいます。こうした無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状ですが、男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことが重要です。

育児・介護休業法

育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）は、労働者が申出を行うことによって育児休業（1歳に満たない子を養育するためにする休業）・介護休業（要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業）を取得することを権利として認めている法律です。

M字カーブ

我が国の女性の年齢階級別の労働力率（労働力人口 / 15歳以上の人口）は、出産・育児期に低下し、40歳代で再び高くなるM字カーブを描いています。就業を希望する人と労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率を見ると、M字のくぼみはほとんどなくなり、欧米の形状に近づきます。このことから、結婚、出産、子育て期においても就業希望はあるものの、実際就業できない女性が多いことがわかります。

合計特殊出生率

15歳から49歳まで（再生産年齢）の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が再生産年齢を経過する間に、その年の年齢別特殊出生率に基づいて子どもを生んだと仮定した場合の平均出生児数です。合計特殊出生率は、昭和40年代はほぼ2.1台で推移していましたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成11年は前年の1.38を更に下回り、史上最低の1.34になりました。平成12年にはわずかながら上昇していますが、1.35にとどまっています。



ジェンダー（Gender）

社会的・文化的に形成された性別をジェンダーと表現します。生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われます。

ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM = Gender Empowerment Measure）

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを図る指標で、UNDP（国連開発計画）の「人間開発報告書」に記載されています。

具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性の割合、行政職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出しています。2001年の「人間開発報告書」によれば、日本は測定可能な64か国中31位となっています。平均寿命、教育水準、1人あたりの国民所得を用いて、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測る指標である「人間開発指数（HDI = Human Development Index）」が162か国中9位であるのに比べると、大きく落ち込んでいます。

性別役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいいます。「男は仕事、女は家庭」という考え方について、同感するか否かについての内閣府の調査によれば、「同感しない」と答えた人の割合が、昭和62年（26.9%）と平成7年（48.0%）を比べると増加していますが、7年と平成12年（48.3%）ではあまり変化が見られません。性別役割分担の意識は、長期的には解消される方向にあるものの、依然として根強く残っている状況にあります。

セクシュアル・ハラスメント（Sexual harassment）

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調という5つの理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしています。その上で、男女共同参画基本計画等の策定、地方公共団体及び民間団体に対する支援など、施策の基本となる事項について規定しています。

男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律です。平成11年4月に改正され、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されました。また、企業名公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置が強化されました。

ドメスティック・バイオレンス（Domestic violence）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対する取り組みが急がれています。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあり、どのような意味で使われているかについて、注意が必要となります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」と記述されています。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月に成立、10月13日に一部を除いて施行されました。（全部施行は、平成14年4月1日）この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が、自らが設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定しています。法律は、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっています。

ポジティブ・アクション（Positive action）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されています。我が国では審議会等委員の登用や公務員の採用・登用等でこうした措置が進められています。アファーマティブ・アクション（Affirmative action）と呼ばれることもあります。

母性健康管理

男女雇用機会均等法では、母性健康管理について「事業主は妊娠中または出産後の女性労働者が健康診査等を受けるための時間を確保し、その女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更などの措置を実施しなければならない」とされています。また、労働基準法では、産前産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等女性労働者の妊娠、出産等に関する基準が定められています。

メディア・リテラシー（Media literacy）

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にあります。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、メディア・リテラシーの向上を図ることが必要です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（Reproductive health / rights）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

資料出所：市町村男女共同参画計画の策定の手引

- 女性も男性も住民の力を地域づくりに -

（平成13年8月 内閣府男女共同参画局発行）

男女が共に生きるまち八王子プラン 改定版

平成16年3月

編集 八王子市市民活動推進部男女共同参画課

〒192-0082

八王子市東町5 6 クリエイトホール8階

電話 0426 48 2230